海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第三十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第五条の三に次の一項を加える。

3　船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留するおそれのあるものとして国土交通省令で定める性状又は種類の油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「を行なわせる」を「（第八条の二第四項の船舶間貨物油積替作業管理者が行うものを除く。）を行わせる」に改める。

第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第八条の二第一項」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（船舶間貨物油積替作業手引書等）

第八条の二　他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2　前項の規定による船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3　船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物油積替作業手引書（以下「船舶間貨物油積替作業手引書」という。）に従つて行わなければならない。

4　第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5　前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6　第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7　第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8　第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一　船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二　船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

（船舶間貨物油積替えの通報等）

第八条の三　日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。

3　海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうとする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該タンカーからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のために必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該油の排出を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4　第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

第九条第一項中「第五条の三及び」を「第五条の三第一項及び第二項並びに」に、「前条」を「第八条」に改める。

第十九条の三中「及び能力」を「、能力及び用途」に改める。

第十九条の四第一項中「その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ」を「次の各号のいずれかに該当するものを除く」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その種類及び出力が、窒素酸化物の放出による大気の汚染の程度が小さいものとして国土交通省令で定める基準に該当する原動機

二　窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供される原動機であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの

三　前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機

第十九条の四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十九条の五及び第十九条の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十九条の七第一項中「国土交通省令で定める船舶（以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。）に原動機を設置する船舶所有者」を「船舶所有者は、船舶に原動機（第十九条の四第一項各号に掲げる原動機を除く。以下同じ。）を設置するとき」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条第三項及び第四項中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の八中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改める。

第十九条の九中「基準適合原動機設置対象船舶」を「船舶」に改め、同条に次の一号を加える。

三　窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のため、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて運転する場合

第十九条の九に次の一項を加える。

2　前項第三号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。